

岩美町畜産堆肥利用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町畜産堆肥利用推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、地域紛争等の影響に起因する肥料価格の高騰に伴い、化学肥料の使用量を低減する取り組みが推奨されている中、町内の畜産堆肥を有効に活用し利用を促す取組みとして、堆肥散布を行う農業者を支援し、農家の安定経営と持続的な営農に繋げることを目的として交付する。

(事業主体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

(1) 別表第2欄に掲げる農業者

(2) 岩美町税条例（昭和29年岩美町条例第18号）第3条に規定する町税及び税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していないこと。

(補助金の交付)

第4条 町は、別表の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、同表の第3欄に掲げる経費に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(補助金の交付の申請及び請求)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、岩美町畜産堆肥利用推進事業費補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に畜産堆肥散布報告書（様式第2号）を添付して本補助金の申請及び請求を行うものとする。

(補助金の支払)

第6条 町長は、前条の規定に基づき本補助金の申請及び請求があったときは、書類を審査のうえ本補助金を交付すべきものと認めたときは、申請人に対し速やかに本補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 本補助金の交付後、補助要件を満たさないことが判明した場合は、本補助金の交付を受けた者は、補助金の全額またはその一部を町に返還するものとする。ただし、特別な事由があり、町長が返還の必要がないと認めた場合はその限りではない。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年度に限り適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度に限り適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和9年度まで適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 補助率
畜産堆肥利用推進事業	町内の農地を耕作する農業者 （農事組合法人、会社法人、 集落営農組織を含む）	<p>（1）補助対象とする畜産堆肥 町内で生産された畜産堆肥のうち、令和6年度の作付のため春肥として散布されたもの及び秋肥として令和6年12月までに散布されたもの。</p> <p>（2）補助対象とする経費 （1）の畜産堆肥を町内の農地に散布することに要する以下の経費。ただし、同一農地に複数回散布する場合は1回のみ対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥購入費 ・堆肥散布委託料 ・堆肥散布に係る機械、車両等のリース料 ・その他町長が認める経費 <p>（他の補助金等の助成を受ける場合は、その金額を除く。）</p>	<p>1/2 （上限額2,000円/10a）</p>